

## 令和4年 滑川町農業委員会 第1回総会 議事録

召集月日	令和4年1月17日(月)				
開 会	令和4年1月25日(火) 午前9時27分				
閉 会	令和4年1月25日(火) 午前10時25分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	鯨井丈晴	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	9番	赤沼 裕	10番	金子修治	

第 1 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 1 号	法令遵守の申し合わせ決議について
日程第 3	議案第 2 号	農地法第 3 条（委員会）について
日程第 4	議案第 3 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 5	議案第 4 号	農地法第 4 条制限除外について
日程第 6	議案第 5 号	統合調査（利用状況調査・荒廃農地調査）の 集計結果について
日程第 7	議案第 6 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移 動）について

顛 末

○開 会

事務局長 皆様、おはようございます。定刻前ですけれども、皆様お揃いですので、始めさせて頂きたいと思いますので、宜しくお願い致します。それでは、令和4年第1回の農業委員会の総会を始めさせて頂きたいと思います。欠席者の報告です。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの欠席の報告はございません。最初に、北堀会長にご挨拶を頂きたいと思いますので、どうぞ宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和4年第1回の総会に、お忙しい中、ご出席頂きまして、大変ありがとうございました。今年初めての総会になりますので、本年も宜しくお願い致します。昨年1年間を振り返ってみますと、新型コロナの感染拡大による緊急事態が続いたため自粛など、行事や集会イベント等の人の集まることが大分制限されていきました。行動や生活面が変化した年だったと思います。年末には感染者数がだいぶ少なくなり、全国でも100人くらいになりました。少し安心感も出てきて、来年度はもう大丈夫かなと思っていましたが、年末年始には、多くの人達が伸び伸びと帰郷し、少しの気のゆるみによる行動と、新しいオミクロン種という感染しやすい変異株の急激な感染拡大によって、現在はまた予想のできない事態となってきたと感じます。このような状況ではございますが、皆様が健康に過ごせるよう、また令和4年が良い年になることを願いまして、本日提案された議案の慎重審議をお願いして、会長の挨拶とさせて頂きます。大変ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。それでは総会を始めさせて頂きたいと思いますが、滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めたいと存じますので、宜しくお願い致します。それでは北堀会長、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさ

せて頂きます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しております。令和4年滑川町農業委員会第1回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。  
(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありました。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号9番の赤沼委員さん、議席番号10番の金子委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の鯨井主任をお願い致します。以上で日程第1を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第2議案第1号「法令遵守の申し合わせ決議」を議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」をご説明致します。議案書は1頁、議案第1号資料と記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。皆様もすでにご存じのとおり、農業委員会は農業者の公的な代表機関であり、法令遵守による公正、公平な職務遂行ならびに農地制度の適正執行を実現する責務を負っています。しかし令和元年度においては不祥事の多発から農林水産省より綱紀粛正に関して同年度内に2度通知されるという事態も生じました。

これを受けて、全国農業会議所を通じて各農業委員会において、毎年 1 回「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を徹底するため、決議をして頂きたいと通知が发出されております。年初めの最初の議案になりますが、今年一年の滑川町農業委員会の適正な運営を意識していく為に、決議書の内容を一通り読み上げてさせていただき、その内容につきまして、改めて農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様へ承認決議を頂きたいと、事務局から議案を上げさせて頂くものになります。宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。只今、事務局から本議案の趣旨についてご説明を頂きました。それでは、決議案を読み上げたいと思いますが、この読み上げを、服部事務局長にお願いしたいと思います。宜しくお願い致します。

事務局長 はい。読み上げをさせて頂く前に、一部訂正をさせて頂きます。皆さん、お手元の議案第 1 号資料をご用意下さい。本文の上から 6 行目になります。「法令順守」は下から 2 行目の「法令遵守」と同じになりますので、申し訳ございませんが訂正をお願い致します。それでは、議案第 1 号資料について、読み上げさせて頂きます。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底する為、下記事項について、ここに申し合わせ、決議する。1 として、農業委員会が担っている職務と責務を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員とし

での高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底する為の研修等を実施すること。令和4年1月25日、滑川町農業委員会。以上でございます。

議 長 はい、どうもありがとうございました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは、無いようですので、本議案について決議する事に承認する方の挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号については、承認決議とさせていただきます。滑川町農業委員会での申し合わせ事項ですので、今後遵守頂くようお願い致します。以上で、議案第1号を終わります。日程第2は以上になります。

議 長 続きまして、議案書の順番に基づきますと、農地法第3条となりますが、今回はこの審査に議案第4号の確認が必須の為、順番を変更して議案第4号を先に審議したいと思います。急な変更で申し訳ございませんが、宜しくお願い致します。

それでは、議案第4号「農地法第4条制限除外について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい、議案の順番が前後してしまい、ご迷惑をお掛けします。農地法3条許可申請の許可要件に該当する内容になるため、ご不便をおかけしますがご協力を宜しくお願い致します。それでは事務局より議案第4号「農地法第4条制限除外について」をご説明致します。今月の申請件数は1件、68㎡の転用申請が審査対象となります。申請番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は4頁、図面は議案第4号資料1-①から②をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号1、対象地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××の一部、畑、農振地域内の農地、登記簿面積106㎡のうち68㎡が対象となっております。申請人ですが、滑川町大字〇〇〇字×××番地、□□□様です。申請事由ですが、

既存の農業用物置が農地法による手続きがされていなかったことが判明したが、農業経営に必要な施設である為に、継続利用を認めて頂きたいという、追認を求める内容となっております。備考ですが、農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に該当する案件で、2a 未満の農業用施設として届出がされたものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願いいたします。

1 番 4 班、班長の 1 番、神田です。1 月 22 日、土曜日、朝 8 時より、農業委員 5 名、推進委員 2 名、計 7 名で現地調査を致しました。詳細につきましては、地元委員であります赤沼委員さんをお願い致します。

9 番 4 班、9 番、赤沼です。現地調査の結果につきましてご報告致します。只今、班長から説明がありましたが、1 月 22 日、土曜日、現地の確認を行いました。土地の所在等につきましては、先程、事務局の方から説明があった通りでございます。申請地の位置は、〇〇〇の信号を〇〇〇方面に向かって、約×××m先の〇〇〇の交差点の信号を〇〇〇して×××m程先をまた〇〇〇します。そこから、約×××m先にある住宅の裏側にあります。届出の理由については、理由書に基づきまして、内容を説明します。当農業用物置は、平成 7 年頃から使用していたもので、約 26 年前、現在居住する母屋を新築する場所にあった為、移設したものです。現在、この物置の利用は、農機具や肥料置場・作物の一時保管として、重宝に利用しています。今後も農業を続けて行くには無くてもはならず、長く利用する所存です。また、この農業用物置が農地法に基づく手続きがされていないことに気づき、遅くなりましたが、申請させて頂くことになりました。こうした不手際につきまして、深く反省すると共に、当農業委員会に対してお詫び申し上げます。なお、今後、農地法及び関係諸法令について手続き漏れがないよう十分注意致しますので、今回の手続きについては、

是非、お認め頂きたくお願い申し上げます。以上のような内容であります。現地を確認したところ、農業用物置は更に年数が経過した建物であります。物置には肥料や農業用資材、農機具が置いてあります。また、収穫した作物等を、保管する場所として利用されていて、農業を続けて行く為には必要な施設であります。この土地は、住宅と裏山に挟まれていて、日当たりが悪く、農地として利用するには適していない状況にあります。本来であれば、当時、農地法に基づいて手続きを行ったうえで移設すべきものでありますが、認識不足と反省し、今後は手続き漏れが無いよう、十分注意するという事であり、従いまして、今回の案件につきましても、やむを得ないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区担当、推進委員の□□□です。只今、担当委員さんから詳しくご説明がございましたが、現地調査したところ、新たに土地の造成等も特にしていない為、やむを得ないと考えますので、どうかご審議の程、宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、挙手をお願い致します。

5番 はい。5番、高柳です。当事者もだいぶ反省しているようですが、26年前に移設したということで、私は農業用施設なので、反対はしませんが、一応、意見は言わせて頂きます。反省はしているようですが、手続きだけで済むことだったので、それと物置が畑に少しだけはみ出している、越境しているということでしたら、情状酌量というのがありますが、全体の106㎡のうち68㎡ということは、半分以上が畑に建物があるということですよ。反対はしませんが、指導はして頂きたいと思います。宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。他にはどうですか。宜しいです



か。高柳委員から違反是正に関するご意見を頂きましたが、申請内容について反対意見は無いようですので、本申請内容を承認し、受理することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号、番号1については受理承認と決定と致します。ここで暫時休憩します。

(事務局より、農業委員会として行う今後の是正指導の在り方について、検討していく必要性を説明)

議 長 それでは、再開致します。今後の課題がありますが、議案第4号番号1は以上になります。

議 長 順番が前後しましたが、議案第2号「農地法第3条について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事 務 局 はい。事務局より、議案第2号「農地法第3条(委員会)について」をご説明させていただきます。今月の申請件数は1件、面積は1,387 m<sup>2</sup>になります。それでは申請番号1を説明、朗読させていただきますので、議案書の2頁、図面は議案第2号資料1と記載されているものをお手元にご用意下さい。それではご説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振農用地、977 m<sup>2</sup>、同じく×××番×××、畑、農振農用地、410 m<sup>2</sup>、2筆、合計1,387 m<sup>2</sup>になります。譲渡人は、滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、経営規模拡大のため、売買により農地の所有権を取得したいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断となります。補足になりますが、譲受人の現在の経営面積は、農地の取得における下限面積である4,000 m<sup>2</sup>未満となっております。今回の場合は、取得しようとする

る農地の面積が 1,387 m<sup>2</sup>であり、現在の経営面積と合算すると 4,596 m<sup>2</sup>となるため、この下限面積要件をクリアするものと考えます。取得する農地適正利用を含めての審査になりますので、ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

1 番 はい。4班、班長の1番、神田です。1月22日、土曜日、朝8時より農業委員5名、推進委員2名、計7名で現地調査を致しました。詳細につきましては、地元委員であります赤沼委員さんにお問い合わせ致します。

9 番 はい、4班9番、赤沼です。現地調査の結果につきましてご報告します。只今、班長から説明がありましたが、1月22日、土曜日に現地の確認を行いました。土地の所在等につきましては、先程、事務局から説明があった通りでございます。申請地の位置は、先程の案件と同様、〇〇〇の交差点の信号を〇〇〇して、〇〇〇方面に向かって×××m程先を左折します。そこから×××m程先にある畑であります。申請の理由については、理由書に基づきまして、内容を説明致します。今回の申請地は、私が居住する近隣にある農地です。申請地の所有者は、農業経験が浅く高齢になり、自分や子ども達が農地を管理していくことが困難な為、自宅の近隣でその上、幼少の頃より知り合いだった私に、この農地を譲り渡したい旨の相談を頂きました。私は現在も麦や野菜作りを生きがい・生業としている他、武州ころ柿生産者組合で「ころ柿」の生産・販売をしています。幸い妻や子も農作業を手伝ってくれるので可能な限り農業を続けていきたいと考えています。申請地を譲り受けた後は、安全安心な野菜作りを目指したく頑張っていく所存です。この様な内容でございます。譲受人の□□□さんは、麦、野菜などを中心に3,209 m<sup>2</sup>の農地を耕作しています。いずれも適正に耕作、管理がされています。今回、取得する農地を含めると、合計4,596 m<sup>2</sup>を耕作する事になります。農作業については

奥さんと息子さんが兼業で手伝いをしている状況でございます。それから、農機具については、トラクター1台、耕耘機1台、コンバイン1台、軽トラック1台、草刈り機2台を所有しています。申請地は□□□さんの自宅から800m程の近い所にあります。麦や野菜作りを生きがいとしていて、今後も農業を続けて行く意向であります。このような状況でありますので、特に問題は無いものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。○○○地区担当、□□□です。先程、担当委員さんから、説明がありましたが、□□□さんは、これからも農業を続けていきたいという意欲がありますので、どうかご審議の程、宜しくお願い致します。以上です。

議 長 はい。ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんから詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきましてご意見ご質問がありましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは、無いようですので申請の通り番号1について許可する事に賛成の方の挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、番号1については申請の通り許可と決定致します。以上で議案第2号、番号1を終わります。

議 長 議案第3号「農地法第5条について」を議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より議案第3号「農地法第5条(知事)について」をご説明致します。今月の申請件数は1件、377㎡の転用申請が審査対象となります。番号1を説明、朗読させて頂きます。議案書は3頁、図面は議案第3号資料1-①から、本日、追加ということでお配りした1-④と記載されているところまでの図面をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は、

比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、377㎡になります。農地の区分は、10ha未滿の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため2種農地と判断致します。譲渡人は、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は深谷市〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権20年を設定し、自己居住用の専用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんをお願いします。

14 番 はい。1月から1班の班長を仰せつかりました、14番、井上です。どうぞ宜しくお願い致します。1月22日、土曜日、午前8時30分より農業委員4名、推進委員3名の計7名で現地調査を実施致しました。詳細につきましては担当委員の高柳さんにお問い合わせ致します。

5 番 はい、5番、高柳です。担当地区ですので現地調査報告及び申請内容を説明します。1月22日、土曜日、班長も言っていたが、午前8時30分より農業委員、推進委員7名で現地調査を行いました。申請内容ですが、事務局が説明しましたので省略します。申請地ですが、〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、377㎡、市街化調整区域、建物は自己用専用住宅、建築面積59.97㎡の計画です。使用貸借は20年だそうです。転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要については、申請地を転用することにより、周辺の農地等に被害が生じないように充分注意し、万が一被害が生じた場合は、速やかに善処致しますと説明されております。現地調査の結果、申請面積377㎡は分筆されておりました。境界杭が入っておりました。申請地の場所ですが、〇〇〇から〇〇〇を〇〇〇し〇〇〇の〇〇〇から×××mぐらい行き、〇〇〇します。更に×××mぐらい行った右側です。〇〇〇の〇〇〇の向かい側になります。理由書がありますので朗

読します。私は現在、母親の家で暮らしています。この度、資金的にも目処がついたことや、近々再婚を考えており、そのための準備をしようと思い、自己用住宅の建築を考えました。当初は分譲住宅地の検討しており、その際に深谷市黒田の分譲地を検討しましたが、色々と調べるうちに注文住宅にしたいと思う様になりました。私の職場が東松山市であることや、婚約者の住所地が東松山市であった為、エリアを広げて土地を探しました。そして、別紙添付の滑川町の土地を検討したのですが、地形があまり良くないことと、共同道路形態の土地である為、権利関係が不安定なことから候補から外しました。これらの経緯を親に相談したところ、父が所有する農地を利用することについて同意をもらうことができた次第です。申請地の近くには、私の父や叔父が住んでおり、また、妻の実家や親戚宅も近くにあるので、将来面倒を見るのにも都合が良いです。申請地の近くにはショッピングモールがあり、尚且つバイパスや県道もあり、交通アクセスが良いのに閑静な暮らしができると思い、この土地を選定しました。許可が頂ければ、ここに自己用住宅を建築しようと考えております。私には、他に建築できる土地・建物はありません。何卒、許可を頂けます様、お願い申し上げます。申請人、埼玉県深谷市〇〇〇×××番地×××、□□□様。土地の利用計画ですが、雨水、雑排水は道路側溝に放流、雨水浸透施設は建築時に施工する。口径の120倍以内に柵を設置するものとする。これは、雨水柵等です。浄化槽の最終汚水柵はφ300、車載部分は重荷重用とする。塩ビ柵φ150、雨水浸透柵はφ300、車載部分は重荷重用とする。污水管VUφ100で勾配2%となっております。法面は30度以下、周囲は新設CB塀というもので囲う計画です。土地の西側が町道×××号線、南側と東側は所有者の畑となっております。北側は所有者の親の宅地となっております。東側の一部、図面でいうと×××番×××には、他人の墓地があります。但し、この墓地は、墓地の実態はありません。墓地の予定地なのか移転したのかは、調べてみないとわかりません。そういう場所であります。土地の造成計

画ですが、若干の切土程度だそうです。添付資料として、登記簿謄本、資金調達計画書、親族関係図、委任状、申請者の無資産証明書が深谷市と滑川町から出ております。申請地の青地でない証明書、これは滑川町から出ております。道路工事施工承認申請書、これは滑川町に出ておりますが、これは、宅地への進入路の工事だと思います。道路側溝使用許可申請書等が添付されております。申請内容は私の方からは以上ですが、審議の程、お願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい、〇〇〇担当の推進委員の〇〇〇です。1月22日に調査をした結果、測量士に測量されて、境の杭など確認ができ、問題はないと思うのですが、審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び、担当地区の推進委員さんより詳細な説明を頂きました。これより、質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。

6 番 はい、6番、田幡です。申請地の中に駐車場というところですが、計画だと20cm程度、道路の方に勾配がついていますが、雨水が溜まるのではないかと思うのですが、この処理はどうするのでしょうか。

事務局 すみません。事務局からの回答でも宜しいですか。只今、田幡委員さんからご指摘があったのは、図面で今日お配りした図面1-④という資料のCD断面を見ての話だと思うのですが、おそらくこの土地利用計画図で駐車場になる部分は切土して、道路の方にやや勾配をつける計画となっておりますが、周囲より低くなるため駐車場敷地のところに雨水が溜まるか若しくはこのままだと道路の方に流れてしまうのではないかという話だと思います。この内容ですと宅地内処理という前提が崩れてしまう可能性もありますので、道路の管理者の方で、まず公共施設の管理者の同意という中でチェックをしなければいけないということになります。農業委員会の方からのご意見として、それはあまり良くないのではないかということで、ここにも施設が必要なのではないか

ということを、設計の担当者の方にお伝えするという事で宜しいでしょうか。

6 番 はい。

事務局 それでは、そういった形の対応をさせていただきます。

議長 はい、ありがとうございました。他にございますか。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付します。議案第3号は以上になります。

議長 日程第6、議案第5号「統合調査の集計結果について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より、議案第5号「統合調査(利用状況調査・荒廃農地調査)の集計結果について」をご説明致します。議案書の5頁、それと本日差し替えになってしまったのですが、議案第5号の資料1をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。平成21年の農地法改正により、農地法第30条第1項に基づき、農業委員会が毎年1回管内の農地の利用状況について調査をすることを「利用状況調査」と言います。また平成23年度から農政部局と農業委員会が協力して耕作放棄地の1筆毎の荒廃状況を把握することを目的とした調査することが「荒廃農地調査」と言われるものです。どちらも管内の農地を1筆ずつ調査することになるため、滑川町では農業委員会が主体で調査を行い、情報の整理をしてきました。これが、皆様に9月頃からお願いしていた図面を持って現地を確認してもらっていた調査になります。現在、農業委員会の必須業務に農地利用の最適化が加わり、農地状況の整理、土地所有者や耕作者の意向の把握、担い手への集積・集約の推進などが挙げられます。これらをより効果的・効率的に進めるために、地域の状況に合わせた遊休農地の解消方法の検討、発生要因の分析などの必要性から令和3年度より、先程上げた2つの調査を統合

し、一筆ごとの状況整理を明確に行うための調査となったものが、今回から統合調査と呼ばれるものになります。従来から滑川町農業委員会では実施していた調査に、1筆毎の状況として、土地の現況や発生場所、遊休農地の要因などを踏まえた細かい調査内容を記録することになりました。今年度の調査は皆様非常に大変だったと思いますが、その結果を簡単にまとめたものが資料1になります。今年度がこの調査方針になって初めての調査になるため、前年度との比較が難しく申し訳ないのですが説明をさせていただきます。まず管内の農地面積をご覧ください。昨年度の調査時期における農地台帳から確認した農地面積は8,155,871 m<sup>2</sup>となっております。農地台帳のシステム等の入替更新を昨年度行い、現在の農地面積として記載されているのが8,084,266 m<sup>2</sup>となっております。単純に比較して71,605 m<sup>2</sup>の農地が減少していることとなります。主な理由は転用によるものと農地台帳の整理によって、重複等を削除された結果によるものです。次に1号遊休農地とは、保全管理等がされず作付けがされていない、その見込みが薄い農地と定義されており、荒廃農地調査においてはA分類と扱われておりました。これが今年度の調査から細分化され、3種類に分類されてA、B、Dとされております。Aは比較的軽い遊休農地、Bは中程度の遊休農地、Dは特殊で遊休化の理由が耕作者不明等の農地として分類されます。皆様の調査結果を基に比較をすると、昨年 of A分類農地888,007 m<sup>2</sup>と今年度のA・B・D合計1,273,423 m<sup>2</sup>の比較となり、385,416 m<sup>2</sup>の増加が見受けられました。主な増加の理由としては調査方法の見直しによる判定変更によると思われます。2号遊休農地とは、周辺農地に比べて生産力が低い農地と定義されており、今年度の調査の結果C分類に該当するものになります。これについては町内に見受けられないとなっております。最後に非農地対象農地ですが、これは遊休農地というレベルではなく、荒廃状況がかなり進み、すでに農地としての機能を有していない若しくは農地としての再生が困難な農地と定義されています。昨年度のB判定、今年度の皆様にE判定と判断いただいたものです。



面積は昨年度 728,809 m<sup>2</sup>、今年度 180,041 m<sup>2</sup>となり、548,768 m<sup>2</sup> 減少したことになります。これも減少の理由としては調査方法の見直しによる判定変更によると思われる。これらをふまえ、町内の農地状況を大まかに整理すると約 82%が農地利用されており、7%が軽度の遊休農地、9%が中程度の遊休農地、2%が重度で非農地対象となる農地という事になります。なお遊休農地解消面積のみを抽出すると、昨年 43,155 m<sup>2</sup>の解消面積だったものが 141,641 m<sup>2</sup>と増加しています。これは転用、保全管理等の再開、担い手への集積による営農再開などを要因としています。今年度から調査内容が細かくなり、前年度データを一概に比較ができませんが、以上が集計結果になります。こちらの調査結果については、暫定値でありこの後、県等と調整し、確定値を出すこととなりますが、その部分について変更が生じる場合は、総会でご了解をとることは無しに、事務局で調整を図りたいと思いますので、ご了承頂きたいと思います。また調査結果に基づく意向調査については、最適化推進連絡会で改めて説明をさせて頂きたいと考えております。以上で議案 5 号の説明を終わらせて頂きたいと思います。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局より、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、本議案について承認することに賛成される方の挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、本件については承認することに決定致しました。日程第 6、議案第 5 号については以上になります。

議 長 日程第 7、議案第 6 号「農地法 3 条の 3 について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい、事務局より議案第 6 号「農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」を説明致します。議案書の 6 頁、議案第 6 号資

料1と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は1件、1,584㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、田、1,584㎡、になります。位置については議案第6号資料1をご確認ください。届出者ですが比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考記載のとおりです。報告は以上になります。

議長 はい、ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。宜しいですか。それでは議案第6号の質疑を終わります。日程第7は以上になります。

議長 本日の総会に付議された議案は、すべて終了致しました。それでは閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会令和4年第1回の総会を閉会することに決定致しました。ご協力をありがとうございました。大変どうもありがとうございました。

事務局長 北堀会長、議事進行お疲れ様でした。委員の皆様には慎重審議ありがとうございました。総会の方を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶の方を、宜しくお願い致します。

職務代理 お寒い中、ご出席を頂き、慎重審議をありがとうございました。

令和4年第1回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会長 ありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和4年2月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 赤 沼 裕

署名委員 金 子 修 治